國學院大學学術情報リポジトリ

研究ノート
國學院大學における聴覚障害学生の学修支援について：
ノートテイク支援体制の構築とノートテイカー養成の視点から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鈴木, 崇義 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002086

研究ノート

國學院大學における聴覚障害学生の学修支援について

―ノートテイク支援体制の構築とノートテイカー養成の視点から―

鈴木　崇義

【要　旨】

國學院大學では、障害がある学生の学修支援として、主に聴覚障害学生に対してノートテイクによる情報保障の学修支援を実施した実績がある。これは、教育開発推進機構発足以前にも実施されていたが、聴覚障害のある学生が在籍していなかった、あるいは支援の申請がなされなかったことにより、支援の行われなかった空白の時期があった。ところが、平成24年度になって聴覚障害のある学生が入学し支援を申請したことから、改めてノートテイクによる情報保障の学修支援を実施することになった。当初はPEPNet-JAPANの教材を使用しながら手探りでノートテイカーの養成をしていたが、やがて外部講師を招き専門性の高い研修会を実施するに至った。同時に、学生同士でもノートテイクの練習会を自発的に開催する等、学生間における相互研修の様子も見られた。本稿は、これまでの障害学生の学修支援に関する調査についてまとめるとともに、ノートテイク支援体制の構築及びノートテイカーの養成について本学の実践を示すものである。

【キーワード】

聴覚障害　ノートテイク　学修支援　支援体制の構築　ノートテイク研修会　PEPNet-JAPAN

１．はじめに

現在、全国の大学には聴覚障害を有する学生が多く在籍している(1)。これは本学も例外ではなく、これまでにも聴覚障害を有する学生が入学してきた。平成27年度現在も大学が把握している限りで４年生の学生３名が学んでいる。

彼らが学ぶ際に利用するのはノートテイク支援である。我々は、彼らの申請に応ずべく、ノートテイカーとなってくれる学生を募集し、必要な研修を実施し支援に当たらせた。この間、支援を受けていた学生も交えてノートテイク支援体制について協議・検討することにより、本学の状況に合わせた方法で支援をすることができた。

そこで、平成28年４月の「障害者差別解消法」施行前に、今までの取り組みについて確認の意味も含めて振り返り、今後の障害学生の学修支援改善のための材料としたい(2)。

２．國學院大學における障害学生支援の取り組みと現在の体制について

機構発足以前の平成20年までは、障害学生支援委員会が障害のある学生の支援を全般的に担当していたが、現在、本学における障害学生の学修支援は、教育開発推進機構の学修支援センターが担当している（学修支援センター規程第２条）。さらに、「障害学生の学修支援に関する内規」も別に定め、学修関連について組織的な支援が行えるようになった。なお、現在の学修支援センター委員会の構成は以下の通りである。

教員：学修支援センター長（委員長）、各学部教員、教育開発推進機構教員
職員：学生事務部長（副委員長）、教務課長、学生生活課長、教育開発推進機構事務課員
その他、委員長が必要と認めたもの

この他、学生から支援の申請があれば、それに基づき学修支援センター委員会にて支援の妥当性や支援内容を審議・決定して支援体制をとっている。なお、障害学生の学生生活面等については、各事務課の窓口にて個別に支援を行っている。

続けて、実際に支援に入るための手続きやノートテイク支援の実際について紹介しよう。

１）支援を受けたい学生は、学修支援センターにその旨を申請する。（所定の様式による）

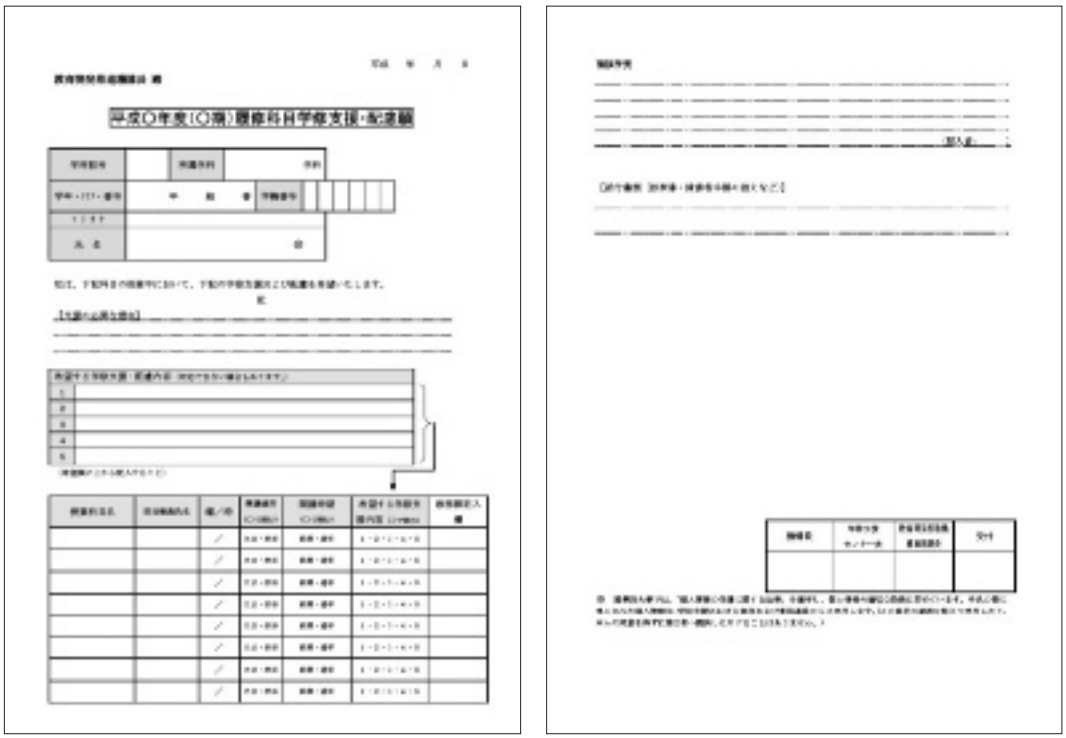

支援申請書と面談所見記入用紙

２）申請書に基づき、直近の学修支援センター委員会にて支援内容が審議、決定され支援が開始される。

３）同時並行的にノートテイカーの募集、研修会の開催、シフト組みを行い、支援を受ける学生の履修登録が確定したら、授業担当の教員宛に学修支援センター長名で「配慮願い」を提出し、ノートテイカーの配置やその他の配慮を求める。

４）利用学生とノートテイカー、学修支援センターの連絡はメーリングリストを利用して行う。

授業担当教員への配慮願い

ノートテイカーシフト配置表

３．教育開発推進機構による障害学生支援に関する調査について

教育開発推進機構発足当初、学修支援センターが最初に行った業務は、本学に求められる学修支援とは何か、という課題についての調査であった。その過程で、富山大学のアクセシビリティ・コミュニケーション支援室（当時はトータルコミュニケーション支援室）にヒアリング調査のために訪問した。この調査では、身体障害のある学生の支援と発達障害（精神障害）のある学生の支援の二種類について調査することができた。まずは、本学における障害学生の学修支援体制構築の準備過程を明らかにするために、以下、聴覚障害の支援に関する調査内容について触れる。

身体障害支援については、障害を抱える学生からの要請を受けて支援を開始し、障害の種類や度合いに応じて個別に支援を行っている。障害に関する支援は、障害によるハンディキャップを軽減するのが目的であるが、そのためには点字、パソコン等のツールと、それを使って補助する人との両方が必要となる。そこで、支援を行うために学生による支援スタッフを募集し、教員が支援に関しての研修等を行った上で、学生同士の連携によって支援がなされている。富山大学には、ノートテイク等の研修を行うためのスペース（ほぼ練習室といえる部屋）が用意され、そこで学生は教員によるノートテイクのレクチャーを受けたり、タイピングの自主練習をすることができるようになっていた。また、視覚障害を有する学生本人から、大学の支援を受けるに至った経緯や支援を受けての率直な感想を聞くことができた。

このヒアリング調査における、聴覚障害支援に関する最大の収穫は、聴覚障害支援についてはPEPNet-JAPANというネットワークがあり、支援に必要な情報提供が受けられることを教えていただいたことである。

これ以降、障害学生支援に関する外部研修や講演会に参加し、高等教育における障害学生の学修支援について情報収集に努めた。試みに列挙すると以下の通りとなる。なお、全てに筆者が参加したわけではなく、他の教職員が参加したものも含むが、その別を明確にしていない。

平成21年度

富山大学「学生支援GP」ヒアリング（富山大学）

第９回障害学生修学支援セミナー（東京国際交流館プラザ平成）

富山大学においては、先に述べたとおり、PEPNet-JAPANの存在や、ノートテイク研修の実施方法やノートテイカーの配置、シフトの振り分けの方法について知ることができた。また、第９回障害学生修学支援セミナーについては、他の大学における障害に関する支援の様々な事例報告を受けることができ、さらにはパソコンノートテイクの様子を実際に見ることができた。

平成22年度

東京地区メンタルヘルス研究協議会（東京国際交流館プラザ平成）

文部科学省障害学生受入促進研究委託事業―高大連携シンポジウム―
（国立オリンピック記念青少年総合センター）

前年度の調査結果を受けて、発達障害や精神障害の支援がやがて大学でも必要とされるだろうことから、本学においてどのような支援体制がとれるのかを調査した。また、学修支援センター相談室における学生対応が恒常的な業務として定着し始めたため、担当する教職員の学生対応に関する研修にも重点を置いた(3)。

平成25年度

聴覚・視覚障害学生の修学環境向上のための研修会（筑波技術大学）

平成23年度、24年度については、「障害学生の学修支援に関する内規」策定や、入学してきた聴覚障害を有する学生に対する支援体制の構築等に専念したため、主だって学外研修等に参加しなかった。しかし、よりよい学修支援のため新たな知見を取り入れるべく、本年度は情報収集を再開した。そして、この研修で、大学においてパソコンテイクをするための具体的な情報、方法等を知ることができた。

平成26年度

障害学生支援交流会（上智大学）

障害学生支援実務者育成研修会基礎プログラム（一橋講堂）

障害学生支援実務者育成研修会応用プログラム（東京国際交流館プラザ平成･一橋講堂）

障害学生支援ワークショッププログラム（国立オリンピック記念青少年総合センター）

平成25年度より再開した、障害学生支援の向上のための取り組みは、従前行ってきた手書きのノートテイク支援からパソコンノートテイク支援へと移行させる活動として現れてきた。本年度は手書きノートテイクによる支援を続けながら、同時にパソコンノートテイクの研修会と導入の準備を開始した。

以上を経て、平成26年12月に筑波技術大学に依頼して講師を招き、パソコンノートテイクの研修会を開催した。その後、ノートテイカーによる試験的運用を経て、平成27年度現在はパソコンノートテイクを主としたノートテイク支援を実施している。本学でのノートテイク支援に当たる支援者、所謂ノートテイカーは有志の学生によって成立している。当然のことながら、学生は４年間で卒業してしまうため、研修を実施してノートテイカーとして養成しても、ずっと当人が支援者となってくれるわけではない。また、聴覚障害を有する学生が定期的に確実に入学するわけでもないため、支援の実施期間にブランクが生じてしまう畏れもある。このため、障害学生の支援体制の構築はもちろんであるが、ノートテイク支援の知見や技術の維持継承も困難であることが予想される。この状況は、本学に限られた課題ではないようで、先に示した研修会でもこのような話題がテーマとなった。現在も本学においてこの課題の解決は見ていない。

次に支援体制の構築とノートテイカーの養成について述べることにしよう。

４．障害学生支援体制の構築とノートテイカー養成について

（１）外部委託によるノートテイク研修会の開催について

本格的に聴覚障害を有する学生に対してノートテイク支援を実施したのは、現在支援をしている学生たちが入学した平成24年度からであるが、遡ってその準備段階ともいえる事項についていくつか触れておきたい。

平成22年度には、夏のオープンキャンパスにて肢体不自由の障害のある受験希望者から入学後の支援について相談を受けたことをきっかけに、障害学生に対する大学としての支援を明確にするため、「障害学生支援に関するガイドライン」を策定した。このガイドラインは、日本学生支援機構の『教職員のための障害学生修学支援ガイド』を参照しながら、障害の区分や支援を行う場面を整理・明確にしたものであり、後に策定される「障害学生の学修支援に関する内規」の土台となるものであった。

平成23年度になり、「障害学生支援に関するガイドライン」では組織的な取組が不明瞭

であるという意見を受け、将来的に障害がある学生が出来してもすぐに支援ができるよう、「障害学生の学修支援に関する内規」を策定した。また、同年度は難病によりペンを持つことが難しい、症状によっては授業に出席できない等の困難を抱えた学生から、教務課を通じて支援の申請があった。これ受け、授業担当の教員に対して配慮依頼や、ノートテイク等の支援を実施した。なお、この時のノートテイクは、ペンが持てない当人の代わりにノートをとるというようなもので、音声情報の文字化とはほど遠いものであった。また、緊急性を要すると判断したためノートテイカーとして新たに学生を募集することをせず、当時すでに学生集団として活動していたSA（スチューデント・アシスタント）の学生から有志を募って代筆支援に当たらせたものである。本件については本人の努力もあり、無事に卒業することができた。

平成24年度、聴覚障害を有する新入生３名より支援申請がなされた。そこで、急遽ノートテイカーを募集し、PEPNet-JAPANが作成したノートテイクの教材(4)や、以前に参加した研修会で得た資料に基づき、素人ながら教職員が学生達に研修を実施し、支援がスタートした。その後、教育開発推進機構発足以前の障害学生支援の引き継ぎ資料から、東京都手話通訳等派遣センターにノートテイクの研修講師の派遣を要請したことが判明したため、同様に講師派遣の要請をしてノートテイク研修会を開催した。

これまでノートテイク研修会の開催状況について示すと、以下のようになる。

〔平成24年度〕
６月13日　第１回ノートテイク研修会（東京都手話通訳等派遣センターの講師による）
10月17日　第２回ノートテイク研修会（東京都手話通訳等派遣センターの講師による）
〔平成25年度〕
４月17日　第１回ノーテイク研修会
６月12日　第２回ノートテイク研修会（東京都手話通訳等派遣センターの講師による）
10月９日　第３回ノートテイク研修会（東京都手話通訳等派遣センターの講師による）
〔平成26年度〕
４月16日　第１回ノートテイク研修会（東京都手話通訳等派遣センターの講師による）
５月７日　第２回ノートテイク研修会（東京都手話通訳等派遣センターの講師による）
10月４日　第３回ノートテイク研修会（学生の講師による）
12月６日　第４回ノートテイク研修会（筑波技術大学の講師によるパソコンテイク研修）
〔平成27年度〕
４月11日　ノートテイク研修会（学生の講師による）
６月27日　パソコンノートテイク研修会（筑波技術大学の講師による）
７月11日　パソコンノートテイク研修会（筑波技術大学の講師による）
９月18日　ノートテイカー研修会（学生の講師による）
９月26日　パソコンノートテイク研修会（筑波技術大学の講師による）

10月24日　パソコンノートテイク研修会（筑波技術大学の講師による）
11月７日　パソコンノートテイク研修会（筑波技術大学の講師による）

手書きノートテイク研修会の様子

平成25年、従前より参加していたJASSO等の研修会や他大学へのヒアリング調査により、パソコンによるノートテイクの導入が審議・決定され、パソコンの購入やセッティング、講師の派遣等の準備が進められた。この外、利用学生１名が学芸員の資格を取得するための現場実習の授業で、地方の博物館に実習に参加することになった。この時は、その地方の支援団体にノートテイク支援を依頼して支援をすることができた。

平成26年12月に、パソコンノートテイクの講師派遣波技術大学に依頼し、研修会を開催した。一方、ノートテイカーとなった学生も、練習会を開催する等の自発的な活動が見られた。おそらく、パソコンノートテイクの難しさ（主にタイピング）について実感し、かなり練習しなければ実際の支援に対応できないと考えた結果であろう。

ここで、外部講師による研修会の様子について見てみよう。研修会は東京都手話通訳等派遣センターにせよ、筑波技術大学にせよ、こちらの状況や要望に応じて研修内容や時間を検討した上で研修会を開いてくれる。例えば、ノートテイク初心者向けの研修を依頼すれば、次のようなメニューを用意してくれる。以下は、手書きノートテイク研修会のメニューの一例である。

１．要約筆記について
　情報保障の基本的な考え方や要約筆記という方法について解説する。
２．私たちの耳ってどうなってる？
　耳の構造や聴覚障害の種類について紹介し、聴覚障害が単に音が聞こえないという障害だけではなく、いろいろな聞こえにくさや障害の程度によって様々に対応が違うことを解説する。
３．聞こえないことから起きること
　聞こえないことによって、日常生活や授業を受ける際にどのような困難が生じる

か、それをどのように解消あるいは軽減するかについて説明する。

４．ノートテイク体験

研修会受講者同士がペアになって筆談をする等の、筆記によるコミュニケーションの体験を経て、ようやく用紙の使い方や文字の大きさ等の実践の初歩を学ぶ。

所謂、入門編の研修会を経た次の段階の研修会であれば、上述の１～３に関する説明はより簡潔に、または省略され、４のノートテイク体験から実践演習を中心にした内容で研修が行われる。さらに、東京都手話通訳等派遣センターの講師より、研修会の回数を増やすことによってノートテイカーの技術的な負担を軽減することができる、との助言を受け、平成24年度より開始したノートテイク研修会も年を追うごとに回数を増やしていった。

一方、教職員も外部研修に参加する等知見を広め、パソコンノートテイク運用のための準備を進めていった。そして、平成26年12月には外部の研修会で知遇を得た筑波技術大学より講師を派遣してもらい、パソコンノートテイク研修会を開催することができた。研修会では、既に情報保障や要約筆記、聴覚障害に関する一定の知識と技能は修得していたため、パソコンノートテイクについての解説やノートテイクに使用するソフト「IPトーク」の紹介から始まった。

およそ３時間に亘る充実した研修会であったが、12月に開催したこともあり、実際の授業補助に投入するにはノートテイカーにも大きな不安があったようである。結局、年内は手書きのノートテイクを運用した。パソコンノートテイクによる支援は１月の授業にて試験的に運用し、利用学生の意見も聴取した上で、利用者と支援者に適した方法を検討した。

パソコンノーテイク研修会の様子

以上の研修会を経て、平成27（2015）年には、パソコンノートテイクを本格的に運用することにした。その結果、昨年度に継続して筑波技術大学にパソコンノートテイクの研修会を依頼し、多くの参加者を得た。しかし、パソコンノートテイクへの移行に踏み切ることができたのは、学生達による自発的な練習会の開催と利用学生の協力があったからだと

思われる。以下、この点について述べてゆきたい。

（２）学生達の自発的なノートテイク練習会の開催について

平成26年12月のパソコンノートテイク研修会により、パソコンノートテイクを体験したノートテイカー達は、タイピングが追いつかない等のことから、とても自分達にパソコンノートテイクはできないのではないかと不安に感じていた。やはり、今まで運用して慣れ親しんだ手書きノートテイクの方が、安心感を持って支援に当たることができるという印象を持っていたようである。しかし、ノートテイクによる情報保障は既にパソコンノートテイクによるものが主流であることや、提供できる情報量が手書きよりもずっと多いため[(5)]、パソコンノートテイクに移行させたいという思いは、ノートテイカーにも教職員にもあった。

一方、先に挙げた研修会の一覧表によれば、遡って平成26年10月には学生が講師となった研修会が開催されている。これは、ノートテイクによる学修支援体制も３年目を迎え、何年もノートテイク支援を行ってきた学生が増えたことから、教育的視点も踏まえて自分たちで初歩的な研修会を開催できないかと学生達に持ちかけ、それを受けて開催されたものである。

学生主体による研修会開催の可否については、外部研修にて大阪教育大学に事例がある事を知り[(6)]、概要の説明を受けて本学でも開催可能であろうと判断した。結果的に、講師役を務めた学生も含め、実のある研修となったように感じられた。

もう一つ、学生主体による研修会の開催が可能であろうと判断した理由がある。それは、利用学生本人が積極的に研修会に参加し、支援者たるノートテイカーと良好なコミュニケーションを取っていたことである。さらに、利用者の内の一人は、手話を学ぶ授業にて聴覚障害者として発表することもあり、自分の障害を知ってもらおうとする意欲のある学生であった。

そこで、平成26年度前期の研修成果を踏まえて、後期最初の研修会の内容については学

学生が講師となって研修をしている様子

受講者同士で研修成果の確認をしている

生に任せることにした。講師となる学生は24年度よりノートテイカーとして活動した２名の学生と利用学生１名である。彼らは大きく聴覚障害に関する基礎的理解とノートテイク実践の２パートに分け、ほぼ自作の資料を持ち寄って研修会に臨んだ。

この時、聴覚障害のある学生は、以前に授業で発表した時の資料を用いて説明し、ノートテイカーの学生は、自身の経験をまとめた資料や以前にも使用した『大学ノートテイク支援ハンドブック』に基づきながら講師を務めた。こういった活動が、やがて彼ら自身のノートテイカーという集団に対する、ある種の帰属意識のようなものを芽生えさせたように思われる。今までは、ノートテイクのための道具と、出勤の確認を職員に受けてから授業に行き、そして帰ってくるだけの非常に希薄な人間関係の中で支援が行われてきた。しかし、やがて自分たちなりにノートテイクをやりやすくする方法を相談したり、利用者にどうしたら情報提供が受けやすいかを相談することが増えてきたように思われる。

そして、12月にパソコンノートテイク研修会を受講し、パソコンノートテイクを実践することに不安を感じた彼らは、研修会とは別の自発的な練習会を開催するに至る。幸い､教材としてPEPNet-JAPANより『パソコンノートテイク導入ガイド　やってみよう！

パソコンノートテイク』や、『パソコンノートテイク教材集　やってみよう！　連携入力』の提供を受けていたので、これに基づいて自分たちなりに練習メニューやタイムスケジュールを考え、練習会を12月から翌年３月にかけて数回開催した。

このような活発な活動が見られたので、我々はノートテイカー同士のコミュニケーション維持と技術や知見の継承をはかることも含め、平成27年度からは初心者向けのノートテイク研修会を学生に任せることにした。

一方で、パソコンノートテイクの研修については、やはり専門講師を招いての研修会を開催し、さらなるスキルアップをはかるべきであるため、前期に２回、後期に４回、筑波技術大学より講師を招き、研修会を開催した。この他、不定期ではあるがノートテイカー達は支援体制や連絡方法の確認やスキルアップのための打ち合わせや練習会を開催していた。

平成27年度最初の研修会の様子

初心者には経験者がアドバイスをしている

以上のように、本学における現在のノートテイク支援体制は、外部講師による技術取得のための研修会と、学生同士による練習と親睦を深める種々の活動とによって構築されてきたと言えよう[(7)]。

５．今後の展望と課題―まとめにかえて―

以上、教育開発推進機構発足以来の聴覚障害学生の支援について述べてきた。学修支援センターという、障害学生の学修支援に関する意志決定機関が設置されたこと、必要に応じた予算配分がなされたこと、そして何よりも支援にあたるノートテイカーとなる学生の意欲的な取り組みによって、本学の聴覚障害学生の支援の一翼を担うことができたと言えよう。ノートテイクに関する技術は日進月歩の勢いで進化しているが、必ずしも最先端の技術を用いずとも、本学での学修に適合した支援の方法を、利用者、支援者、大学で協議し、妥当な支援体制を検討していけばよいと考えている。

今後は、聴覚障害を有する学生が在籍しなくなった時、つまりノートテイク支援の利用者が不在となった時に、技術や体制をどのように維持継承してゆくかが大きな課題として残されているが、現在のところは、ノートテイク支援を実施していなくとも聴覚障害に対する理解や障害者支援の方法を学生が知る機会として、ノートテイク研修会は引き続き開催する予定である。学生コミュニケーションの維持については、教職員ではいかんともしがたい。学生からも、サークル化できないかとの意見も上がっているため、今後さらなる協議や検討を進める必要がある。

また、平成27年度前期はノートテイカーが不足したため、特定のノートテイカーに過度の負担を強いる結果となってしまった。必要十分なノートテイカーの確保に努めることはもちろん最重要事項であるが、同時に、十分な人数が確保出来なかった場合には、支援利用学生も交えてどの授業にノートテイク支援を実施するかの協議も行われなければならない。

この他、ゼミ合宿や学外実習等、学外での授業に対する支援をどのように、どこまで行うのかや、さらには、キャリア（就職）支援や正課の授業以外の各種セミナーや学会等に関する支援についてはほぼ実績がない。これらの支援も求められれば可能な範囲で実施されるべきであろうが、これについても今後の課題であろう。現在、支援を利用している学生は平成27年度で卒業するが、今後もきっと新たな学生が入学してくるであろう。彼ら、彼女らからの相談によって、これまでとは違う支援体制の構築が必要になるかもしれない。できることには限りがあるが、可能な限り柔軟性をもって対応することが今後の大学には望まれると考えられる。いずれ、別に起稿することもあろうが、今はここで筆を擱く。

注

（１） 日本学生支援機構『平成26 年度（2014 年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のあ

る学生の修学支援に関する実態調査結果報告書』平成27年３月

（２） この「障害者差別解消法」が求める「合理的配慮」の検討が必要であることについては、佐川繭子「障害のある学生の学修支援に関する覚え書き―基本的概念について―」（『國學院大學教育開発推進機構紀要』５号、2014年）にて指摘がある。

（３） 学修支援センター相談室における相談については、拙論「相談事例からみる学修支援の現状と課題についての覚書」『國學院大學教育開発推進機構紀要』４号、2013年にて触れたことがある。

（４） 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク情報保障評価事業グループ編著『大学ノートテイク支援ハンドブック』人間舎2007年

（５） 一般的に手書きノートテイクは３割、パソコンノートテイクは６割の情報しか提供できないと言われている。

（６） グループワークのメンバーに大阪教育大学障がい学生修学支援ルームのスタッフがおり、同スタッフより情報提供を受けた。

（７） 溝曽呂哲也・河内清彦「聴覚障害学生支援活動における支援学生の講堂意図の規定因」、『障害科学研究』38号、2014年では、支援活動継続の動機づけと支援グループへの帰属意識の相関関係について指摘している。

※本稿は、筑波技術大学障害者高等教育研究支援センターが主催する「障害者高等教育拠点」事業の一環として、平成27年７月24日に上智大学（共催校）で開催された、「FD/SD研修会～障害学生の入学後の支援、ゴールを見据えて～」における事例報告に基づくものである。このような機会を与えてくださった、筑波技術大学及び当研修会の関係者各位に篤く御礼申し上げる。